

富田林市要綱第44号

富田林市支援対策本部等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害により被災した市町村の住民及び当該市町村から富田林市に避難した住民に対する人的及び物的において総合的な支援（以下「支援対策」という。）を的確かつ円滑に行うこととする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、市長が必要と認めた場合、富田林市支援対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 前項の対策本部を設置するほか、速やかな支援対策を行う必要がある場合は、富田林市支援対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長を、副本部長は、副市長及び教育長をもってそれぞれ充てる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する副本部長は、危機管理担当副市長、他の副市長、教育長の順序によるものとする。

4 本部員の構成及び役割分担は、別表第1に掲げるとおりとする。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援対策に関する情報収集及び伝達に関する事。

(2) 国、大阪府その他の関係機関との連絡調整に関する事。

(3) 支援対策の実施に関する事。

(対策本部会議)

第5条 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(対策会議)

第6条 対策会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織する。

2 対策会議に対策会議責任者を置き、危機管理担当部長をもって充てる。

3 対策会議責任者は、必要があると認めるときは、対策会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

4 対策会議は、第4条各号に掲げる事項について、迅速な支援対策を行うことができる。

(事務局)

第7条 対策本部及び対策会議の庶務は、防災担当課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(富田林市東日本大震災支援対策本部設置要綱の廃止)

2 富田林市東日本大震災支援対策本部設置要綱(平成23年富田林市要綱第3号)は、廃止する。

附 則(令和2年要綱第28号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年要綱第7号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年1月4日から適用する。

附 則(令和6年要綱第51号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

対策本部の構成

本部長		市長
副本部長		副市長 副市長 教育長
本部員		危機管理官 危機管理室長
本部員	総括	班長：市長公室長 副班長：産業まちづくり部長 上下水道部長
	人材支援班	

物資支援班	班 長：健康推進部長 副班長：市民人権部長 総合事務室局長
受入支援班	班 長：福祉部長 副班長：教育総務部長 生涯学習部長 こども未来部長
情報提供班	班 長：総務部長 副班長：議会事務局長 都市魅力課長

別表第2（第6条関係）

対策会議の構成

危機管理官
市長公室長
総務部長
健康推進部長
福祉部長
危機管理室長